

名称	グランシア緑町
所在地	緑町3-4
認可年月日	平成18年5月1日
期間満了日	令和8年4月30日
区域面積	5,890.93㎡
区画数	40
用途地域	第1種低層住居専用地域
協定事項	<p>(1) 建築物の用途は、一戸建専用住宅とする。ただし、次の(a)から(b)に掲げる用途を兼ねるもので、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものについてはこの限りでない。</p> <p>(a) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これに類する施設</p> <p>(b) 診療所</p> <p>(2) 敷地の地盤面の高さは、原則として協定締結時の地盤面を変更してはならない。ただし、造園及び自動車車庫を建築するための切土及び盛土、建築工事に関わる残土による15センチメートル程度の地盤上昇についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 建築物の敷地の面積は、130平方メートル以上とする。</p> <p>(4) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線(道路境界線及びゴミ集積所境界線並びにガス施設境界線は除く。)までの距離(以下「外壁の後退距離」という。)は1メートル以上とする。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(a) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 ※この場合でも外壁の後退距離は0.5メートル以上とする。</p> <p>(b) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(c) 駐車施設その他これに類する用途に供し、開放性が高く建築物の高さが2.5メートル以下で、かつ床面積の合計が36平方メートル以内であること。</p> <p>(d) 建築基準法で床面積に算入されない出窓。</p> <p>(5) バルコニー腰壁の面から敷地境界線までの距離(以下「バルコニーの後退距離」という。)は官民境界においては0.5メートル、民民境界においては1メートル以上とする。ただし、民民境界においてバルコニーの腰壁の中心線の長さの合計が3メートル以下の部分については、バルコニーの後退距離は0.5メートルとすることができる。</p> <p>(6) 地階を除く階数は2以下とする。</p> <p>(7) 道路及び敷地境界に設置する垣又は柵の構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等(道路面からの高さが0.6メートル以下の基礎部分の上にフェンス等を施したもの)で高さ1.8メートルを越えないものとし、外観等は周囲の環境と調和するよう留意すること。ただし、ゴミ集積所境界及びガス施設境界並びに保育園境界はこの限りでない。</p> <p>(8) 敷地内の空地は、樹木等により極力緑化に努めるものとする。</p>

グランシア緑町

